

印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例の一部を改正する条例（案）
市民意見公募（パブリックコメント）の意見概要

案件	印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例の一部を改正する条例（案）		
募集期間	令和元年7月1日（月）～令和元年7月16日（火）		
意見の提出	14件（3名）		
意見の取扱い	修正	案を修正するもの	0件
	既記載	既に案に盛り込んでいるもの	0件
	参考	案に反映できないが、 今後の参考とするもの	3件
	その他	案に反映できないが、 意見として伺ったもの	11件

- 印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例の一部を改正する条例（案）に対する市民意見公募での意見及び取扱い
 ※いただいたご意見については、趣旨を損なわない範囲で取りまとめしております。

No.	意見	意見の取扱い
1	条例の名称を「歩行喫煙の防止」から「路上喫煙の禁止」という表現に変えた方が実態に即して分かりやすいのではないかと。現在の名称では立ち止まった喫煙をすべて許容するかのような誤解を与えかねない。全国的に「路上喫煙禁止」と表現している例が多い。	意見の取扱い【参考】 ご意見のとおり「路上喫煙」と表現する自治体も多く、今後の参考とさせていただきます。
2	指定喫煙所の廃止により、重点区域の路面表記を「路上喫煙禁止」に変更し、多言語でも表記されたい。路面は夜間の視認性が悪い為、標識や案内看板等の増設も検討されたい。	意見の取扱い【参考】 標識や看板につきましては、景観に配慮しつつ、より効果性の高い設置等に努めてまいります。
3	重点区域内外問わず、路上や沿道植栽等には相変わらずポイ捨てされた吸殻や空き箱等が散見され、実効性に疑問が残る。改正後はなお一層厳しく取り締まっていただきたい。	意見の取扱い【参考】 引き続き歩行喫煙、ポイ捨て等防止指導員により指導、啓発活動等を行ってまいります。

次ページへ続く

4	<p>条例は環境美化に重点が置かれていますが、喫煙問題は近年健康問題に関心が高まっており、条例の見直しが必要と考えます。条例名や(案)第7条から「歩行」の表現を取り除き、公共の場所での喫煙の全てを対象とした文面とする。</p>	<p>意見の取扱い【その他】</p> <p>本条例は、吸い殻や空き缶等、ごみの散乱の防止を目的としています。受動喫煙については、「健康増進法」及び「印西市受動喫煙防止対策ガイドライン」により、対策が推進されています。</p>
5	<p>重点区域内の指定喫煙場所を廃止することについては賛成です。一方、現行の条例第7条第1号において、歩行喫煙は禁止されていますが、路上喫煙は禁止されていません。改正後の同条第2号及び第3号を見ても、重点区域外であれば、携帯吸い殻入れを使用すれば路上喫煙が出来ることとなります。路上喫煙を完全に禁止する内容にしないと、「印西市受動喫煙防止対策ガイドライン」において規定されている、屋外においては、「近くに人がいる場合は喫煙を控えるなどの、受動喫煙が起こらない状況にする。」という特別な配慮への対応は不十分ではないでしょうか。少なくとも、小中学生が使用する通学路の付近では路上喫煙も禁止するべきと考えますので、今回の改正に盛り込んで頂くことを希望します。</p>	
6	<p>公園や学校(幼稚園や保育園含む)の通学路等、子どもや妊婦が特に利用する可能性が高い場所は、全て重点区域に指定し、喫煙行為に規制をかける。</p>	
7	<p>第1条の、「清潔、快適」に加えて、「健康」を追記し、条例全文にわたり、受動喫煙の防止の内容を盛り込む。</p>	
8	<p>重点区域での喫煙について、周囲への受動喫煙の影響が無いことを、喫煙者に確認するよう義務付ける。</p>	
9	<p>現在の条例はポイ捨て防止から発展して歩行喫煙を禁止してきたが、将来的には受動喫煙防止の観点から路上を含む公共空間での喫煙を禁止する条例に発展・包括されたい。</p>	
10	<p>条例では喫煙の定義について定められていませんが、本条例は吸い殻が生じない加熱式たばこについても適用されるのでしょうか。加熱式たばこの煙であっても受動喫煙による影響は否定できないため、条例の抜け穴を作らないためにもそのあたりを明確にした方がよいかと思われまます。</p>	

11	喫煙場所を設置する場合は、喫煙場所管理者に、受動喫煙を防止するための設備や、離隔距離の確保等を義務付ける。	意見の取扱い【その他】 No.4~10と同様
12	喫煙者が携帯吸殻入れを所持することだけで路上喫煙の免罪符とならないよう注意喚起されたい。改正により条文が「所持」から「使用」とされることは評価する。	
13	現在指定されている重点区域が狭すぎる。重点区域外縁ぎりぎりの歩道での歩行喫煙を見かける。既存の重点区域を拡大し、市内の鉄道全駅、商業施設、公共施設、病院、学校の周辺や通学路等の動線上も重点区域とすべき。本来は市内全域を重点区域とすべき。	
14	指定喫煙所の廃止により、密閉型喫煙所の設置を求める声が出るのが予想されるが、公共空間に喫煙施設を設置することは残留受動喫煙を防止できないため適切ではない。	